

新婚さんの新生活、応援します。

2025年度

千曲市結婚新生活支援事業補助金

 対象世帯（次のすべての条件を満たす世帯が対象です。）

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③対象となる住居が千曲市内にあり、申請時に夫婦の双方が当該住居の所在地に住民登録をしていること
- ④前年の夫婦の所得の合計額が500万円未満の世帯
(貸与型奨学金を返済している場合は、前年の奨学金の返済額を所得から控除します。)
- ⑤ほかの公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥過去にこの制度に基づく補助(他の自治体を含む)を受けていないこと
- ⑦夫婦ともに市税等すべて納めていること

補助対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で婚姻日以降に支払われた分

住居費

- ・住宅の新築・購入費用
(土地の購入費用、外構工事費用は対象外)
- ・物件の賃貸借にかかる費用
(勤務先から住居手当が支給されている場合は、住居手当分は対象外)

引越し費用

- ・引越し業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用
(不用品の処分費用等は対象外)

リフォーム費用

- ・修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用
(倉庫・車庫の工事や外構工事費用、エアコン設置費用等は対象外)

補助金額

夫婦ともに婚姻日時点の年齢が29歳以下 最大 60万円

39歳以下 最大 30万円

【重要】申請期限:令和8年3月31日

補助金の予算が終了した場合、上記の申請期限より前に受付を締め切ります。
申請をお考えの方はまず、下記の担当にご相談ください。

お問い合わせ

千曲市
総合政策課 政策推進係

026-273-1111 (内線4134)

seisaku@city.chikuma.lg.jp